

7. 誘導区域の設定

7-1 都市機能誘導区域

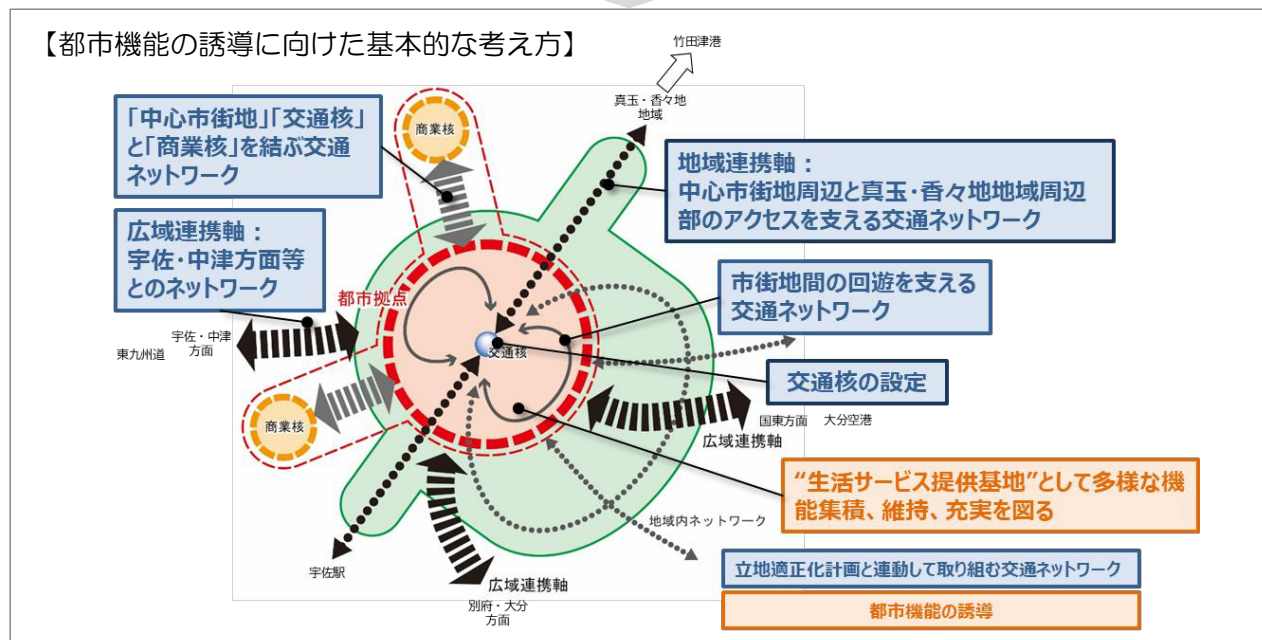
(1) 都市機能誘導区域の設定方針

「課題解決のための誘導方針」及び「都市機能の誘導に向けた基本的な考え方」を踏まえ、都市機能を誘導すべきエリアは、下記の設定方針に基づいて設定します。

【課題解決のための誘導方針】

- ① サービス提供基地としての機能強化と「ネットワーク」の確保
- ② 都市経営コストの適正化と自家用車に頼りすぎない生活の「受け皿」の整備

【都市機能の誘導に向けた基本的な考え方】



【都市機能誘導区域の設定方針】

- ① 市内各所や広域からのアクセス性が高い区域
 - ・ 市内各所及び広域からの道路ネットワークが整備されている区域
 - ・ 市内各所及び広域から公共交通によるアクセス性が確保された区域
- ② 既に行政・医療・商業・福祉などの高次都市機能の集積がみられる区域

(2) 都市機能誘導区域の設定

「都市機能誘導区域の設定方針」に沿って、下記の区域を都市機能誘導区域に設定します。

- 立地適正化計画の計画対象区域かつ都市機能誘導の対象区域
立地適正化計画の計画対象区域である、豊後高田都市計画区域の全域内において、用途地域内に都市機能誘導区域を設定する。
- 市内各所や広域からのアクセス性が高い区域
「市内各所や広域からのアクセス性が高い区域」として、一般国道、主要地方道（県道）の道路ネットワークが形成されている区域を設定する。
また、市内各所及び広域を結ぶ路線バスが運行されている区域を設定する。
- 既に商業・医療福祉・公的施設などの高次都市機能の集積がみられる区域
市内各所から利用がみられる施設（商業施設、医療施設・保健福祉施設、文化施設・運動施設、交流施設）が立地している区域を設定する。

中心市街地活性化基本計画や都市再生整備事業等を含むこれまでのまちづくりによって、都市機能の維持を図ってきた中心市街地活性化基本計画の対象区域（77ha）を都市機能誘導区域とする。

